

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	R 5 東九州道大鳥川橋A 2 ドローン撮影業務
業 務 概 要	空中撮影1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 安藤 詳平 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
契 約 年 月 日	令和 5年11月 7日
契 約 業 者 名	三州技術コンサルタント(株)
契 約 業 者 の 住 所	鹿児島県鹿児島市葉師1-6-7
契 約 金 額	1,606,000円(税込み)
予 定 価 格	1,606,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙 随意契約理由書のとおり
業 務 場 所	鹿児島県曾於郡大崎町野方地内
業 種 区 分	測量
履 行 期 間 (自)	令和 5年10月10日
履 行 期 間 (至)	令和 5年11月10日
備 考	

随意契約理由書

1. 件名 R 5 東九州道大鳥川橋 A 2 ドローン撮影業務
2. 履行場所 鹿児島県曾於郡大崎町野方地内
3. 契約の相手方 住所：鹿児島県鹿児島市薬師1丁目6番7号
名称：三州技術コンサルタント株式会社
電話：099-285-0039
4. 契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該契約の目的・内容及び契約に付する理由

- 1) 当該契約の目的

本作業は、令和5年8月の大雨により東九州自動車道大鳥川橋A2橋台横の自然斜面に浸食崩壊が確認されたことに伴い、災害の応急復旧のための基礎資料となる空中撮影を行う業務である。

- 2) 当該契約の内容

本作業は、東九州自動車道大鳥川橋A2橋台横の自然斜面に浸食崩壊が確認されたことに伴い、災害の応急復旧のための基礎資料となる空中撮影を行う業務である。

- 3) 契約に付する理由

本作業の遂行においては、契約相手方の本社が履行場所に近接して所在し、周辺の地形や過去の形態等の地域特性を熟知しており、かつ十分な技術力・労働力・資機材等を保有し、災害発生時に緊急的に機動力を発揮すると共に、的確な作業実施が求められる。

三州技術コンサルタント株式会社は上記に該当すると判断されることから、令和5年3月31日に「大隅河川国道事務所管内（直轄道路管理区間）における災害時等応急対策業務に関する基本協定」を当事務所と締結しており、緊急出動し機動力を発揮することが可能であると判断される。

以上のことから、三州技術コンサルタント株式会社が本作業を遂行するうえで唯一の契約相手と判断されるため、会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号により契約を行うものである。

(契約理由書作成者)

大隅河川国道事務所 道路管理課長